

交通政策審議会海事分科会船員部会最低賃金小委員会

議事次第

令和 6 年 1 0 月 4 日 (金)
1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0
2 号 館 1 2 階 国 際 会 議 室

1. 開 会

2. 議 事

議題 1. 委員長の選任について

議題 2. 最低賃金制度について

議題 3. 最低賃金小委員会で定める事項について

議題 4. 中型いか釣り漁業及び以西底びき網漁業の現状について

議題 5. 中型いか釣り漁業及び以西底びき網漁業の賃金実態について

議題 6. 最低賃金小委員会で定める事項について

①適用する設定の考え方

②事務局案

3. 閉 会

最低賃金小委員会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

河野真理子 早稲田大学法学学術院 教授

野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

(関係船員を代表する委員)

遠藤 飾 全日本海員組合 政策局総合政策部長

釜石 隆志 全日本海員組合 水産局水産部専任部長

深野 大樹 全日本海員組合 水産局水産部副部長補

(関係使用者を代表する委員)

尾崎 武広 (一社)長崎県以西底曳網漁業協会 理事

中津 達也 (一社)全国いか釣り漁業協会 会長

谷地 充晴 株式会社ヤマツ谷地商店 代表取締役社長

配 布 資 料 一 覧

- 資料 1 交通政策審議会への諮問について
諮問第 4 5 8 号「漁業に関する特定最低賃金の拡大について」
- 資料 2 最低賃金制度の概要
- 資料 3 最低賃金小委員会で定める事項
- 資料 4 中型いか釣り漁業及び以西底びき網漁業の現状
- 資料 5 中型いか釣り漁業及び以西底びき網漁業の船員賃金実態調査
- 資料 6 最低賃金小委員会で定める事項
 - ①適用する設定の考え方
 - ②事務局案

国海員第123号

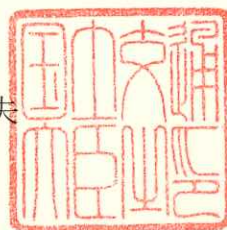
令和6年8月22日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

斉藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第458号

漁業に関する特定最低賃金の拡大について

諮問理由

漁業に関する特定最低賃金については、国土交通大臣が漁業（かつお・まぐろ）及び漁業（大型いか釣り）について、地方運輸局長が漁業（沖合底びき網）及び漁業（大中型まき網）について設定しているが、適用される漁業の拡大について交通政策審議会に調査審議を求める。

1. 最低賃金の設定及び業種拡大の経緯

漁船舶員の最低賃金に関する建議(昭和55年2月15日付け船中労第46号)概要

1. 漁船舶員の労働条件の改善を図り、ひいては企業の近代化に資するためにも漁船舶員に対し広く最低賃金制を適用させることが必要
2. 船員法の適用のない漁業従事者は陸上の最低賃金が適用
3. 漁業の多様性及び漁業労働の特殊性から、全業種について実情にあった最低賃金を同時に設定することは困難
4. 当面、相対的に雇用が大きく、かつ、周年操業を行う業種のうち、未組織船員の存在する業種であって、賃金実態等の把握が比較的容易な**4業種**について最低賃金を設定
5. その他の業種の取扱は、今後、審議検討を行う

昭和56年から以下漁業種類が最低賃金の対象

- (1)遠洋まぐろ漁業 〈中央〉
- (2)大型いか釣り漁業 〈中央〉
- (3)沖合底びき網漁業 〈地方〉
- (4)大中型まき網漁業 〈地方〉

●平成8年2月 船員中央労働委員会総会

【労働者側】 漁業分野の最低賃金制度の未適用漁業種への制度の適用について問題提起
2種類：近海まぐろ漁業、中型いか釣り漁業等

【使用者側】 関係漁業団体との話し合いを関係労使間で鋭意協議

【公益(会長)】 今後、関係者間でそれぞれ必要な協議を進め、その成り行きをみて再度必要があれば総会に上げる

近海まぐろ漁業

●平成26年6月～27年8月 勉強会及び小委員会にて協議

●平成27年10月 漁業(かつお・まぐろ漁業)最低賃金を設定
(遠洋まぐろ漁業に遠洋かつお漁業・近海かつお・まぐろ漁業を適用拡大)

※最低賃金額は月額203,300円(令和6年3月～効力発生)

中型いか釣り漁業

●平成8年～ 関係労使と調整を継続的に実施

●令和5年7月 労働者委員より適用拡大を要望
(以前より同様の要望あり)

2. 交通政策審議会での主な調査審議事項

- 「中型いか釣り漁業」への適用の適否
- 「以西底びき網漁業」への適用の適否

最低賃金制度の概要

目 的

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。(最低賃金法第1条)

船員の最低賃金

○ 最低賃金額の設定	時間、日、週又は月 ※労基法適用労働者は、時間のみ。
○ 最低賃金の種類	特定最低賃金 ※労基法適用労働者は、特定最低賃金に加え、地域別最低賃金がある。

○ 賃金の適用範囲

算入すべき賃金	算入しない賃金の考え方	算入しない賃金の例
・職別本給 ・歩合給 ・乗船手当 ・勤続手当 ・職務手当 ・航海日当 ・家族手当 等	通常の労働日以外、通常の労働時間を超えた時間の労働に対する賃金	・時間外手当 ・休日出勤手当
	臨時的に行う労働に対する賃金	・作業手当 ・整備手当 ・欠員手当
	予期しない理由やまれにしか支払われない賃金	・災害一時金 ・結婚手当 ・退職金
	1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金	・年間臨時手当 ・賞与
	通勤手当及び実費弁償として支払われる賃金	・旅費 ・交通費

○ 最低賃金額の減額の特例

1	精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
2	試の使用期間中の者
3	所定労働時間の特に短い者
4	軽易な業務に従事する者

船員の最低賃金の種類と最低賃金額

最低賃金の種類

[令和6年10月現在]

最低賃金 地方交通審議会(交通政策審議会又は 最低賃金審議会)の調査審議に基づく	労働基準法適用対象	船員法適用対象
	地域別最低賃金・・・時間額： 951円(秋田)～1,163円(東京) (産業や職種にかかわらず、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されるもの。都道府県別に47件を決定) <u>船員法の適用を受ける船員については適用外</u> 特定最低賃金・・・時間額 〈例〉 ・船舶製造・修理業 (時間額：951円～1,070円) ・輸送用機械器具製造業(時間額：954円～1,075円) ・一般貨物自動車運送業(時間額：910円) 等 約220件	特定最低賃金・・・月額 〈中央〉 ・全国内航鋼船運航業 ・海上旅客運送業 ・かつお・まぐろ漁業 ・大型いか釣り漁業 〈地方〉 ・内航鋼船運航業及び木船運航業 ・海上旅客運送業 ・沖合底びき網漁業 ・大中型まき網漁業

船員の最低賃金額（月額）

	内航鋼船に乗り組む 船 員	旅客船に乗り組む 船 員	漁船に乗り組む 船 員	
〈中央〉 国土交通大臣 決定	全国内航鋼船運航業 (S43)	海上旅客運送業 (S48)	かつお・まぐろ 漁業(S56)	大型いか釣り 漁業(S56)
	職員：258,950円 242,500円※1 部員：200,350円 191,050円※2	職員：255,750円 事務部職員： 200,750円 部員：192,900円	203,300円	203,300円
〈地方〉 地方運輸局長等 決定	内航鋼船運航業及び 木船運航業(S44)	海上旅客運送業 (S48～S49)	沖合底びき網 漁業(S56)	大中型まき網 漁業(S56)
	職員：261,500円 ～242,500円 部員：202,750円 ～191,050円	職員：255,800円 ～254,300円 部員：194,400円 ～187,500円	215,600円 ～189,500円	216,000円 ～194,350円

※1 船舶職員養成施設の課程を修了し、一定期間を満たさない職員

※2 海上経歴が3年未満の部員

最低賃金小委員会で定める事項

1. 適用する地域区分

- 全国(国土交通大臣が全国一律で定めるもの)又は各運輸局管轄(各運輸局長が管轄区域毎で定めるもの)
- これまでの適用する地域区分は、以下の3つの考慮事項をもとに総合して判断
 - ① 操業区域、② 漁獲物の水揚げ港、③ 労働市場

2. 適用する使用者の範囲

- 船員法第1条の船舶
- 漁業の許可及び取締り等に関する省令において各号毎に定められた漁業をもとに漁業業種を設定

3. 適用する船員の範囲

[最賃設定4漁業業種の共通内容]

- 2. の使用者に雇用されている船員であって、実際に2. の船舶に乗り組む者。
- ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により、1人歩船員に達しないとみなされる船員を除く。

4. 適用する期間

[最賃設定4漁業業種の共通内容]

- 漁業業種に係る雇入契約期間。
- ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間。

5. 最低賃金に算入しない賃金の範囲

[最賃設定4漁業業種の共通内容]

- ① 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- ② 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- ③ 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- ⑤ 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

最低賃金額設定4漁業業種の比較

【かつお・まぐろ漁業、大型いか釣り漁業、大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業】

1 適用する地域

(かつお・まぐろ漁業、大型いか釣り漁業) 全国
(大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業) 各運輸局の管轄区域

2 適用する使用者

(かつお・まぐろ漁業)

船員法第1条に規定する船舶であって、かつお・まぐろ漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。)の用に供する漁船の船舶所有者

(大型いか釣り漁業)

船員法第1条に規定する船舶であって、大型いか釣り漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第17号に掲げる漁業のうち、総トン数200トン以上の動力漁船により、釣りによっていかをとることを目的とする漁業をいう。)の用に供する漁船の船舶所有者

(大中型まき網漁業)

前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第1条に規定する船舶の所有者のうち、大中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。)の用に供する漁船の船舶所有者

(沖合底びき網漁業)

前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第1条に規定する船舶の所有者のうち、沖合底びき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。)の用に供する漁船の船舶所有者

3 適用する船員：共通

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により下記5に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間：共通

かつお・まぐろ漁業、大型いか釣り漁業、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第3項の船員に係る最低賃金額： 共通

月額 1人歩船員 ○○○, ○○○円(月払いとする)

この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6 最低賃金に算入しない賃金： 共通

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

- いか釣り漁業は、総トン数30トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とした漁業で、昭和47年から承認漁業とされ、平成14年から大臣許可漁業とされている。（※ 平成14年に「中型いか釣り漁業」と「大型いか釣り漁業」を「いか釣り漁業」として許可を統合。）
- 6月頃～翌年2月末の間に、日本海、北太平洋のEEZ及び太平洋公海域等で操業しており、現在、許可隻数は46隻。（うち、旧中型いか釣り漁船の許可隻数は40隻。）

●いか釣り漁業の操業概念図



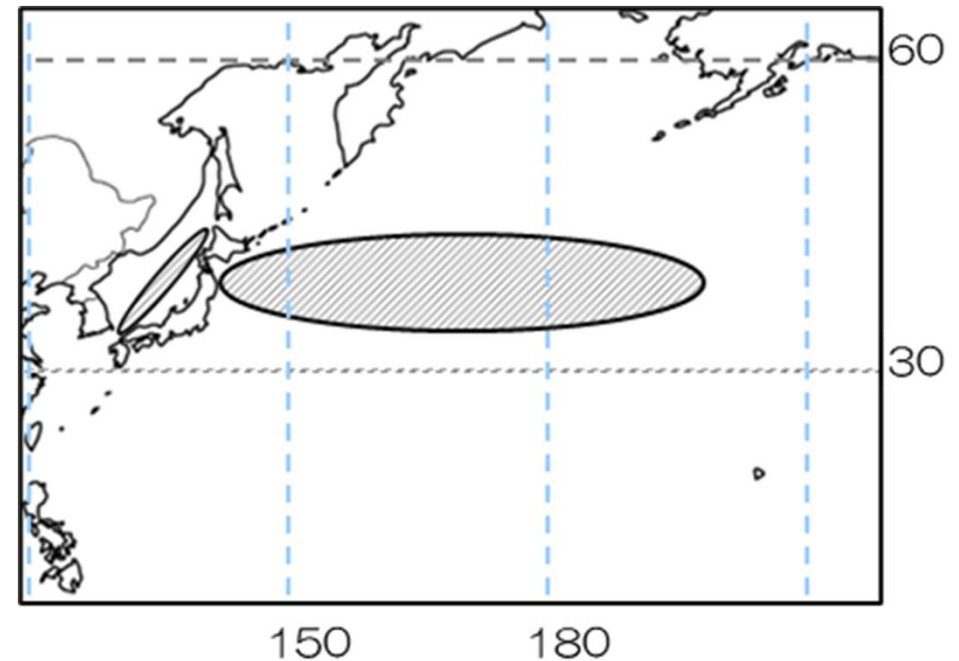
日没前に漁場に到着し、夜間に集魚灯を点灯し、それに集まったイカを自動いか釣り機で漁獲する。

●いか釣り漁業（大臣管理）の許可隻数の推移

	2019	2020	2021	2022	2023	2024
許可隻数	88	71	69	59	47	46
うち大型船(200トン～)	8	7	7	6	6	6
うち中型船(30～199トン)	80	64	62	53	41	40

令和6年1月1日時点

●いか釣り漁業者の操業海域




 主な操業海域

- 漁 期：6月頃～翌2月末まで（許可期間：周年）
- 操業海域：日本海、太平洋のEEZ及び太平洋公海域等

いか釣り漁業（②生産の動向）

- いか釣り漁業においては、スルメイカ、アカイカを主に漁獲。近年スルメイカの漁獲が非常に低調であり、燃料費等のコスト上昇などの影響もあり、経営は悪化。
- 主な漁獲物であるスルメイカの近年の漁獲量が大幅に減少したことから、いか釣り漁業の漁獲量は低調。
- 経営安定を図る観点から、約7割のいか釣り漁船で、太平洋公海域でアカイカを漁獲対象とした操業を実施。

●いか釣り漁業（大臣管理）の魚種別漁獲量（令和5年）

魚種	比率
スルメイカ	29.4%
アカイカ	70.6%
その他	0%

資料：水産庁調べから作成。



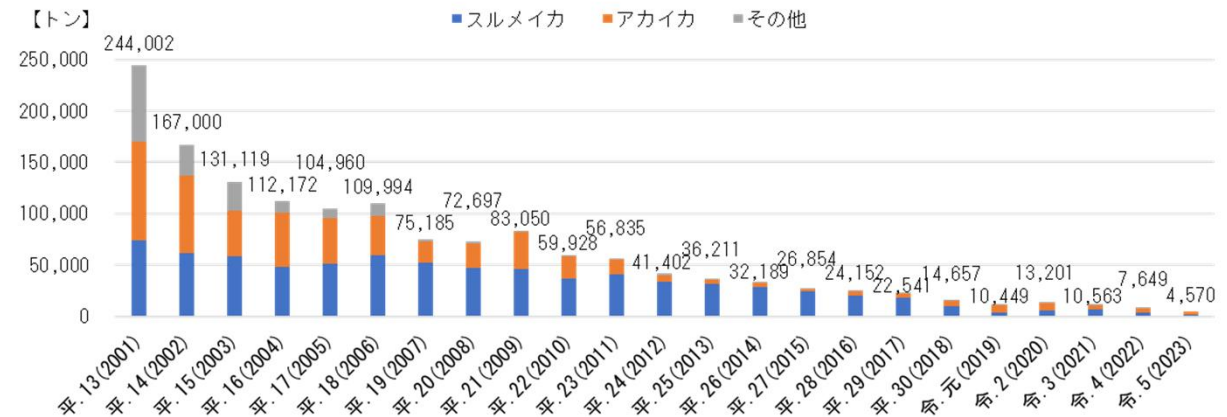
スルメイカ



アカイカ

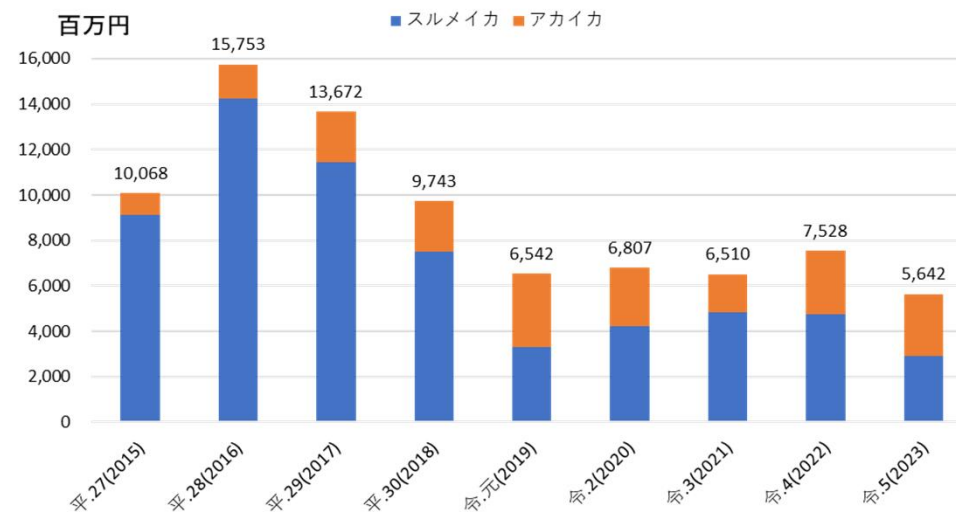
出典：国立研究開発法人 水産研究・教育機構

●いか釣り漁業の漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（令和5年の漁獲量は水産庁調べ）から作成。

●いか釣り漁業の漁獲金額の推移

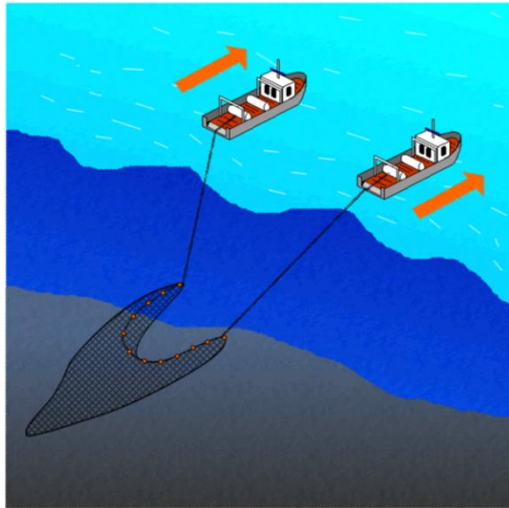


資料：一般社団法人 漁業情報サービスセンター「水産物流通調査」から、冷凍スルメイカ及び冷凍アカイカの金額から作成。

以西底びき網漁業（①漁業の概要）

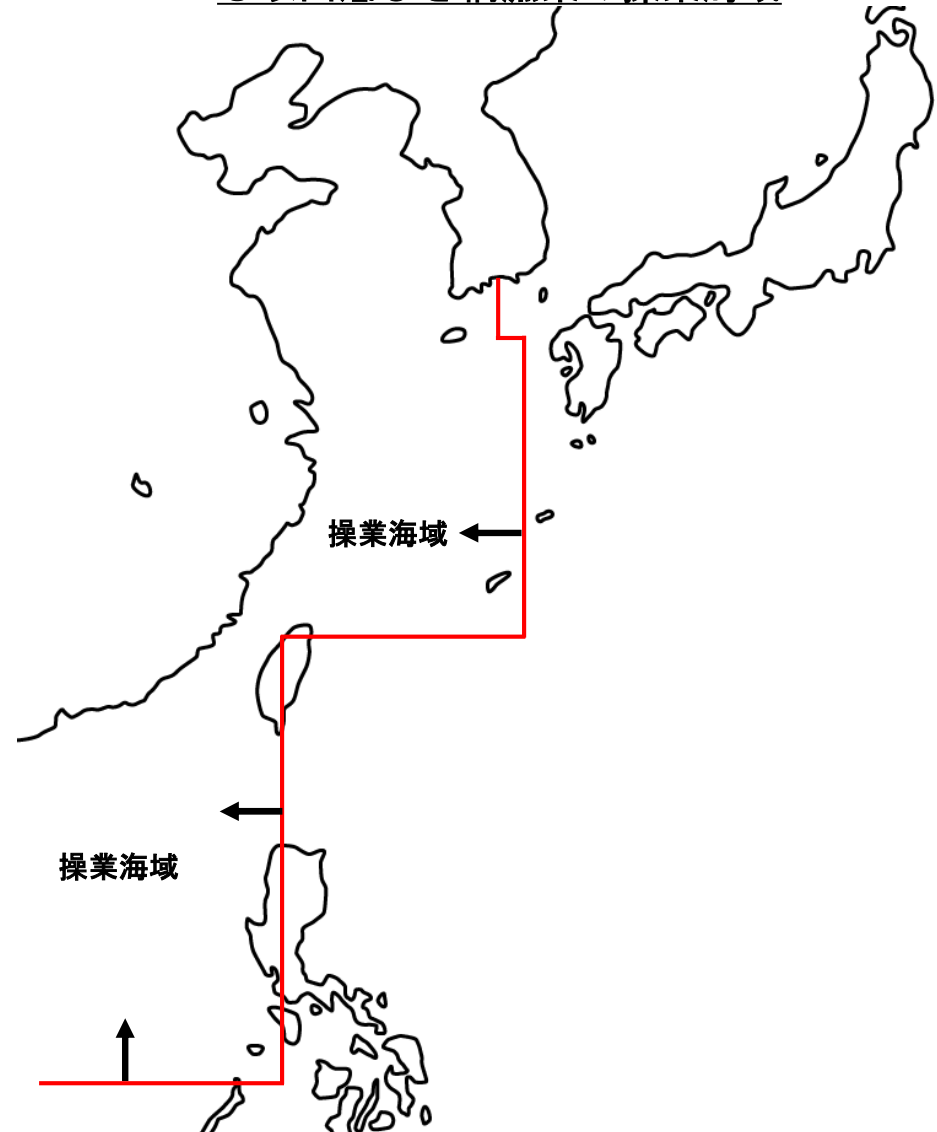
- 以西底びき網漁業は、東シナ海等において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業であり、昭和38年から大臣許可漁業とされている。
- 近年は主に東シナ海において2そうびきにより操業しており、令和6年1月時点の許認可隻数は8隻。

●以西底びき網漁業の操業概念図



※（一社）全国底びき網漁業連合会から作成

●以西底びき網漁業の操業海域



●以西底びき網漁業の許認可隻数

1月1日時点

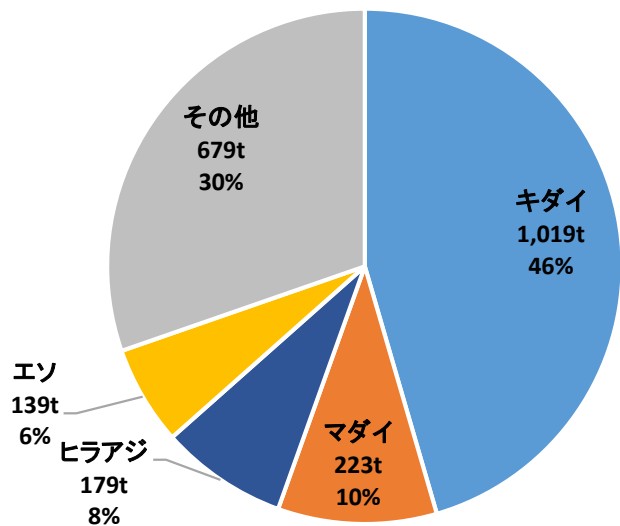
年	2020	2021	2022	2023	2024
許可隻数	8	8	8	8(2)	8(2)

（ ）内は認可隻数

以西底びき網漁業（②生産の動向）

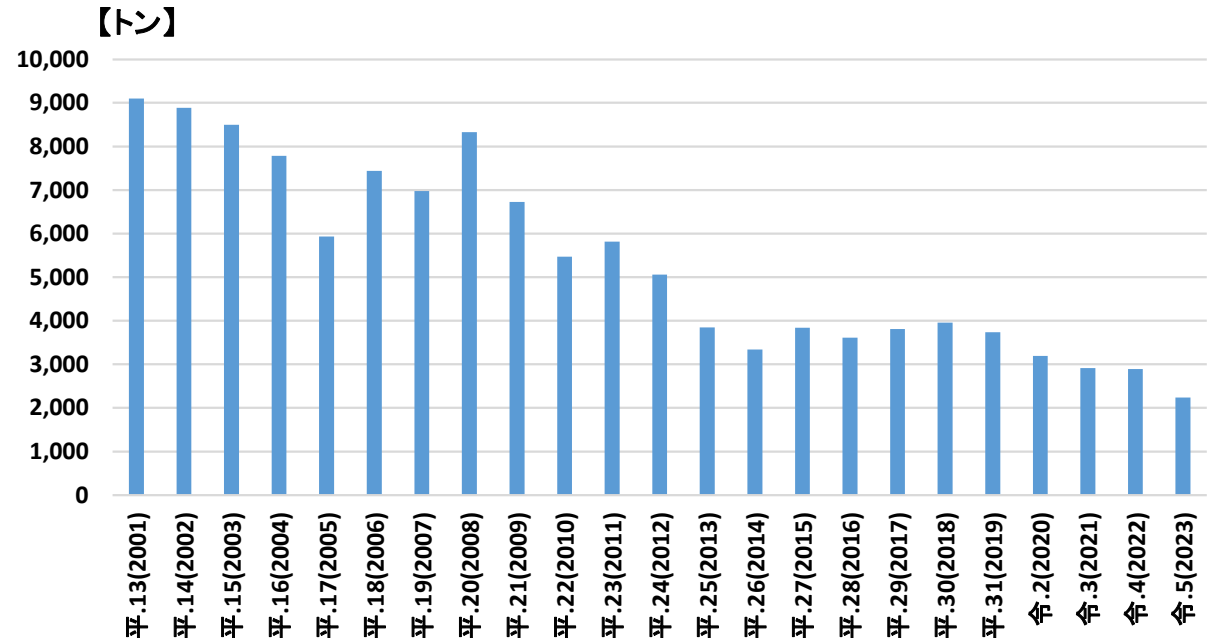
- 以西底びき網漁業においては、きだい、まだい、ひらあじ、えそ等を漁獲。
- 以西底びき網漁業を巡っては、外国漁船との漁場競合、資源状況の悪化、生産コストの増大等の厳しい経営状況にあり、漁獲量は減少傾向を示している。

●以西底びき網漁業の魚種別漁獲量
(令和5年)



資料：水産庁調べから作成

以西底びき網漁業の漁獲量



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」及び水産庁調べから作成

＜参考＞以西底びき網漁業の主な漁獲対象魚種



キダイ



マダイ



ヒラアジ



エソ

資料：国立研究開発法人 水産研究・教育機構の資料等

漁業(中型いか釣り)船員賃金実態調査

1. 中型いか釣り漁業の漁船に乗り組む船員のうち、1人歩又は1人歩以上で最も1人歩に近い乗組員に対して、令和5年1月～令和5年12月までの1年間の乗船中における月額給与を調査集計したものである。

2. 賃金の支払い形態及び船舶隻数

組織 賃金の 支払い形態 漁種	組 織				未 組 織				計			
	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計
中型いか釣り	26	0	3	29	4	0	1	5	30	0	4	34

(賃金実態調査の集計方法)

調査は、(一社)全国いか釣り漁業協会経由で全事業者に対して調査を実施。

中型いか釣り漁業
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1		1,158,677	1,209,488
2	300,000	540,446	840,446
3	300,000	459,184	759,184
4	60,000	554,666	673,221
5	60,000	533,537	651,997
6	300,000	333,252	633,252
7		560,930	604,355
8		603,429	603,429
9	450,000	110,385	560,385
10	60,000	423,450	541,350
11	60,000	403,410	521,310
12	53,289	382,652	490,441
13		482,932	482,932
14	60,000	335,100	453,000
15	60,000	313,110	431,010
16	60,000	304,290	422,190
17	60,000	300,150	418,050
18	300,000	110,874	410,874
19	60,000	291,960	409,860
20	60,000	291,900	409,800
21	60,000	276,500	394,400
22	300,000	70,847	370,847
23	60,000	234,690	352,590
24		350,000	350,000
25	196,000	71,600	335,100
26	60,000	208,470	326,370

NO	本給(基本給)	歩合給	計
27	60,000	205,710	323,610
28	300,000	21,028	321,028
29	60,000	191,600	309,500
30	300,000		300,000
31	300,000		300,000
32	300,000		300,000
33	300,000		300,000
34	60,000	163,376	281,276

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

漁業(以西底びき網)船員賃金実態調査

1. 以西底びき網漁業の漁船に乗り組む船員のうち、1人歩又は1人歩以上で最も1人歩に近い乗組員に対して、令和5年1月～令和5年12月までの1年間の乗船中における月額給与を調査集計したものである。

2. 賃金の支払い形態及び船舶隻数

組織 賃金の 支払い形態 漁種	組 織				未 組 織				計			
	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計
以西底曳き網	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	6	6

(賃金実態調査の集計方法)

調査は、(一社)長崎県以西底曳網漁業協会経由で全事業者に対して調査を実施。

以西底びき網漁業
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1		283,765	344,128
2		283,765	344,128
3		271,512	333,567
4		271,512	333,567
5		246,297	317,360
6		246,297	317,360

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

1. 適用する地域区分の考え方

- 全国（国土交通大臣が全国一律で定めるもの）又は各運輸局管轄（各運輸局長が管轄区域毎で定めるもの）
- これまでの適用する地域区分は、以下の3つの考慮事項をもとに総合して判断
- ① 操業区域、② 漁獲物の水揚げ港、③ 労働市場

○現在の設定業種

	最低賃金額 設定業種		区分を考える要素		
			漁場の範囲 (地域・限定又は 広域・共通)	水揚げ場所 (地元・固定又は広域的)	漁船員の雇用 (地元又は広域的)
中央最賃	かつお・まぐろ	遠洋まぐろ	広域水域	全国 (都市部市場)	広域的
		遠洋かつお	広域水域	全国 (都市部市場)	広域的
		近海まぐろ	広域水域	全国 ※1	広域的
		近海かつお	主に日本周辺海域	全国 ※1	広域的
	大型いか釣り		広域水域	全国 (高値市場)	広域的
地運最賃	大中型まき網		地域限定水域 (日本周辺海域の区分)	特定地域 (地元)	地域的 (地元)
	沖合底びき網		地域限定水域 (我が国200海里以内)	特定地域 (地元)	地域的 (地元)

※1 漁場に近い市場（季節により漁場を移動）

○今回の想定設定業種

適用する地域区分については、以下のとおり設定することが適当ではないか。

中央最賃	中型いか釣り	広域水域	全国 (高値市場)	広域的
地方最賃	以西底びき網	主に東シナ海	特定地域 (地元)	地域的(地元)

2. 適用する使用者の範囲の考え方

- 船員法第1条の船舶
- 漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「省令」という。）において各号毎に定められた漁業をもとに漁業業種を設定

【いか釣り漁業】

○現在の範囲（大型いか釣り漁業）

- ・船員法第1条に規定する船舶であって、大型いか釣り漁業（省令第2条第17号に掲げる漁業のうち、総トン数200トン以上の動力漁船により、釣りによっていかをとることを目的とする漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

○今回の想定範囲

- ・中型いか釣り漁業は、総トン数30トン以上200トン未満の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業。
- ・いか釣り漁業は、省令第2条第17号において、総トン数30トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業と設定。
- ・適用する使用者の範囲は、大型いか釣り漁業及び中型いか釣り漁業の範囲を満たす、省令第2条第17号に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者とすることが適当ではないか。

【底びき網漁業】

○現在の範囲（沖合底びき網漁業）

- ・各運輸局の管轄区域の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第1条に規定する船舶の所有者のうち、沖合底びき網漁業（省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者。

○今回の想定範囲

- ・沖合底びき網漁業は、省令第2条第1号において、省令別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数15トン（省令別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあっては、総トン数20トン）以上の動力漁船（法第60条第6項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）により底びき網を使用して行う漁業。
- ・以西底びき網漁業は、省令第2条第2号において、省令別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業。省令においては、沖合底びき網漁業と区分けされて設定。
- ・適用する使用者の範囲は、九州運輸局の管轄区域における沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業の範囲を満たす、省令第2条第1号及び第2号に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者とすることが適当ではないか。

3. その他事項の考え方

○現在の設定

【適用する船員の範囲】

2.（適用する使用者。以下同じ。）に雇用されている船員であって、実際に2.の船舶に乗り組む者。

ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により、1人歩船員に達しないとみなされる船員を除く。

【適用する期間】

当該漁業業種に係る雇入契約期間。

ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間。

【最低賃金に算入しない賃金の範囲】

- ① 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- ② 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- ③ 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- ⑤ 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

○今回の想定設定内容

最低賃金設定の4業種の共通内容のため、今回設定についても同様に定めることが適当ではないか。

4. 漁業種の名称の考え方

【いか釣り漁業】

○現在の名称の考え方（大型いか釣り漁業）

- ・省令第2条第17号に規定するいか釣り漁業のうち、総トン数200トン以上の大型船に限定して設定していることから「大型いか釣り漁業」として設定。

○今回の名称

- ・適用する使用者の範囲を省令第2条第17号に規定するいか釣り漁業の用に供する総トン数30トン以上の漁船の船舶所有者に拡大することから「いか釣り漁業」と設定することが適当ではないか。

【底びき網漁業】

○現在の名称の考え方（沖合底びき網漁業）

- ・省令第2条第1号に規定する「沖合底びき網漁業」として設定。

○今回の名称

- ・九州運輸局の管轄区域における適用する使用者の範囲を、省令第2条第1号に規定する沖合底びき網漁業及び同条第2号に規定する以西底びき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者に拡大することから、九州運輸局のみ「底びき網漁業」と設定することが適当ではないか。

最低賃金小委員会で定める事項の事務局案(いか釣り漁業)

※「大型いか釣り漁業」を「いか釣り漁業」に名称変更

1. 適用する地域区分

全 国

2. 適用する使用者の範囲

船員法第1条に規定する船舶であって、いか釣り漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第17号に掲げる漁業をいう。)の用に供する漁船の船舶所有者

3. 適用する船員の範囲

2. の使用者に雇用されている船員であって、実際に2. の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により、1人歩船員に達しないとみなされる船員を除く。

4. 適用する期間

当該漁業業種に係る雇入契約期間。
ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間。

5. 最低賃金に算入しない賃金の範囲

- ① 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- ② 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- ③ 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- ⑤ 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

最低賃金小委員会で定める事項の事務局案(底びき網漁業)

※九州運輸局のみ「沖合底びき網漁業」を「底びき網漁業」に名称変更

1. 適用する地域区分

九州運輸局の管轄区域

2. 適用する使用者の範囲

前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第1条に規定する船舶の所有者のうち、底びき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第1号及び第2号に掲げる漁業をいう。)の用に供する漁船の船舶所有者

3. 適用する船員の範囲

2. の使用者に雇用されている船員であって、実際に2. の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により、1人歩船員に達しないとみなされる船員を除く。

4. 適用する期間

当該漁業業種に係る雇入契約期間。
ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間。

5. 最低賃金に算入しない賃金の範囲

- ① 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- ② 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- ③ 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- ⑤ 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

漁業の許可及び取締り等に関する省令
(昭和三十八年農林省令第五号) (抄)

(大臣許可漁業の種類)

第二条 漁業法（以下「法」という。）第三十六条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一 沖合底びき網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあっては、総トン数二十トン）以上の動力漁船（法第六十条第六項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）により底びき網を使用して行う漁業

二 以西底びき網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

三 遠洋底びき網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

四～十六 (略)

十七 いか釣り漁業 総トン数三十トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業

以下 (略)

別表第一（第二条、第八十七条、第一百条関係）

大臣許可漁業	海域	期間
沖合底びき網漁業	北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点に至る直線以北、次に掲げる線から成る線以東、東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西の太平洋の海域 イ 北緯三十三度九分二十七秒以北の東経百二十七度五十九分五十二秒の線 ロ 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点に至る直線 ハ 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線	
以西底びき網漁業	北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域 イ 前項中欄イからハマまでの線 ロ 北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十度五十九分五十五秒の点に至る直線 ハ 北緯二十五度十五秒以南の東経百二十度五十九分五十五秒の線	
以下 (略)		

別表第二（第二条、第七十条関係）

大臣許可漁業	海域
沖合底びき網漁業	次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域 (1) 北緯四十五度二十五分一秒東経百四十一度四十九分三十八秒の点 (2) 北緯四十五度三十四分十一秒東経百四十一度四十三分七秒の点 (3) 北緯四十五度三十五分五十五秒東経百四十一度五十六分十四秒の点 (4) 北緯四十五度三十二分四十二秒東経百四十二度十七分五十秒の点 (5) 北緯四十五度十九分三十六秒東経百四十二度三十四分四十八秒の点 (6) 北緯四十五度十分四十九秒東経百四十二度四十分二十九秒の点 (7) 北緯四十四度四十六分八秒東経百四十二度五十七分四秒の点 (8) 北緯四十四度三十六分十三秒東経百四十三度十二分三十一秒の点 (9) 北緯四十四度三十五分四秒東経百四十三度十四分十八秒の点 (10) 北緯四十四度三十一分五秒東経百四十三度二十三分三十五秒の点 (11) 北緯四十四度二十九分十九秒東経百四十三度二十六分十三秒の点 (12) 北緯四十四度二十三分三十三秒東経百四十三度三十九分三十三秒の点 (13) 北緯四十四度二十一分二十三秒東経百四十三度三十八分二秒の点 (14) 北緯四十四度十七分二十五秒東経百四十三度五十分十九秒の点 (15) 北緯四十四度十八分五十五秒東経百四十三度五十一分十一秒の点 (16) 北緯四十四度十三分三十秒東経百四十四度五分の点 (17) 北緯四十四度十二分四十三秒東経百四十四度四分三十秒の点 (18) 北緯四十四度十分四十六秒東経百四十四度十分二十二秒の点 (19) 北緯四十四度九分五十二秒東経百四十四度十四分二十六秒の点 (20) 北緯四十四度八分九秒東経百四十四度二十分の点 (21) 北緯四十四度六分三十七秒東経百四十四度二十分の点 (22) 北緯四十四度一分十秒東経百四十四度三十二分三十二秒の点 (23) 北緯四十四度三十四秒東経百四十四度四十四分四十八秒の点 (24) 北緯四十四度六分四十八秒東経百四十四度五十八分四十九秒の点 (25) 北緯四十四度十三分九秒東経百四十五度九分五十四秒の点 (26) 北緯四十四度二十一分四十六秒東経百四十五度十八分五十二秒の点 (27) 北緯四十四度二十一分五十秒東経百四十五度二十一分二十七秒の点 (28) 北緯四十四度三十分二十四秒東経百四十五度二十九分五秒の点 (29) 北緯四十四度三十分九秒東経百四十五度四十六分二十一秒の点 (30) 北緯四十四度十八分二十四秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点 (31) 北緯四十四度十七分三十九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点 (32) 北緯四十四度九分九秒東経百四十五度三十一分四十五秒の点 (33) 北緯四十三度五十八分三十四秒東経百四十五度二十分四十三秒の点 (34) 北緯四十三度五十二分五秒東経百四十五度十五分三十一秒の点 (35) 北緯四十三度四十五分十八秒東経百四十五度十四分四十九秒の点 (36) 北緯四十三度四十四分九秒東経百四十五度十五分十五秒の点 (37) 北緯四十三度四十三分三十八秒東経百四十五度十五分五十三秒の点 (38) 北緯四十三度四十一分六秒東経百四十五度二十分六秒の点 (39) 北緯四十三度三十七分五十七秒東経百四十五度二十四分五十九秒の点 (40) 北緯四十三度三十七分三十九秒東経百四十五度二十五分四十五秒の点 (41) 北緯四十三度三十七分十五秒東経百四十五度二十六分四秒の点 (42) 北緯四十三度三十七分九秒東経百四十五度二十六分十四秒の点 (43) 北緯四十三度三十一分三十二秒東経百四十五度三十七分五十八秒の点 (44) 北緯四十三度三十二分九秒東経百四十五度四十分四十五秒の点 (45) 北緯四十三度二十八分十三秒東経百四十五度四十五分二十一秒の点 (46) 北緯四十三度二十七分十六秒東経百四十五度四十八分四十一秒の点 (47) 北緯四十三度二十三分二十四秒東経百四十五度五十分九秒の点 (48) 北緯四十三度二十三分七秒東経百四十五度四十九分二秒の点
以下（略）	